北鬼江1号公園マネジメントプラン

北鬼江1号公園の管理運営、整備等の取組方針

令和5年2月 魚 津 市

目次

1.	公園の)概要	
	(1)	概要	1
	(2)	立地状況	2
	(3)	用途地域	3
	(4)	避難所の指定	4
	(5)	周辺施設の立地状況	5
2.	公園旅	直設の現況	
	(1)	遊戯施設	6
	(2)	植栽	8
	(3)	便益施設	9
	(4)	休憩施設	10
	(5)	広場	10
3.	占用・	設置許可の状況	11
4.	公園利	山用状況	
	(1)	行為の許可、イベント等の実施状況	12
	(2)	その他の利用状況	12
	(3)	利用上の課題	12
	(4)	利用者の傾向	13
5.	公園の	の将来像と取組方針	
	(1)	目指すべき姿	14
	(2)	取組方針	14
6.	公園の)管理運営	18

1. 公園の概要

北鬼江1号公園は、昭和56年3月30日付富山県指令第242号で事業認可を受けた魚津駅西地区土地区画整理事業によって用地が確保された公園です。昭和62年11月17日付魚津市告示第57号で都市計画決定され、平成5年度に整備が行われました。

(1) 概要

供用開始年度 平成6年度

公園名称 北鬼江1号公園

公園面積 3,298 ㎡

所在地 魚津市北鬼江二丁目 705

 公園種別
 街区公園

 都市計画決定
 昭和 62 年

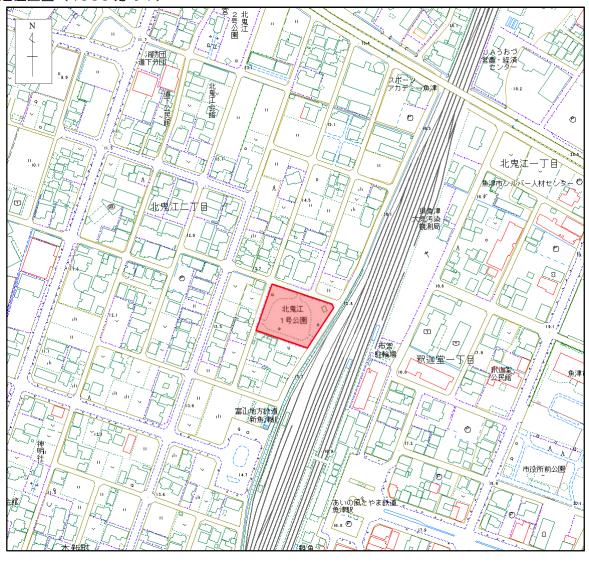
公園航空写真(2500分の1)



(2) 立地状況 位置

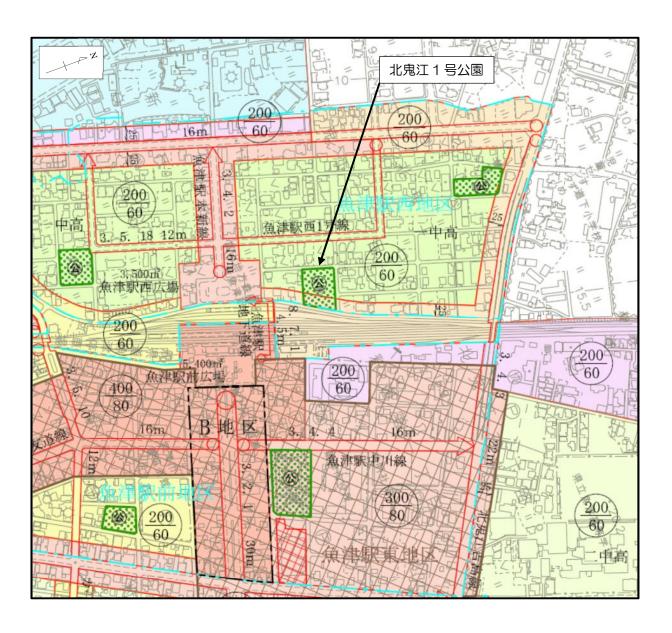


周辺位置図(4000分の1)



(3) 用途地域

北鬼江 1 号公園は、都市計画法による第一種中高層住居専用地域と第二種住居地域の境界部に位置しています。公園東側には市道を挟み富山地方鉄道線等の線路が通っているため、通過する鉄道車両からは公園の様子を見渡すことができると考えられます。



※第 1 種中高層住居専用地域

解説:中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。 住宅以外は公共施設・病院・学校等のほか、業種等を限定した小規模な店舗等 を建設することができます。

※第2種住居地域

解説:主として住居の環境を保護するため定める地域。

住宅以外は公共施設・病院・学校等のほか、事務所等や床面積が 10,000 ㎡ を超えない店舗等、カラオケケボックスやパチンコ屋など一部の繁華性の高い 建物も建設することができます。

(4) 避難所の指定状況

北鬼江1号公園は、魚津市地域防災計画上、大規模火災に関する指定緊急避難場所に指定されています。

公園周辺の指定緊急避難場所、指定避難所(5000分の1)



※指定緊急避難場所

解説: 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場 所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす 施設又は場所。

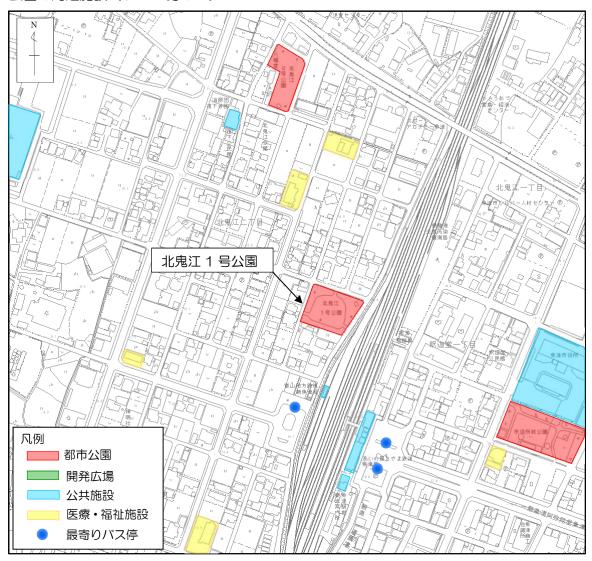
※指定避難所

解説: 災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在 させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施 設。

(5) 周辺施設の立地状況

北鬼江1号公園は魚津駅の北西側に位置する公園であり、富山地方鉄道線の新魚津駅からは非常に近い場所にあります。駅の東側はバス停や幹線道路が集中し、公共施設や店舗等の様々な施設が集積していますが、公園のある西側は主に住居が立地しています。

公園の周辺施設(5000分の1)



周辺施設

・魚津駅(あいの風とやま鉄道)	約 300m
• 新魚津駅(富山地方鉄道)	約 160m
・バス停(道下・経田ルート)	約 110m
・バス停(市街地巡回ルートほか)	約 320m
・バス停(富山地方鉄道)	約 310m
• 本新 1 号公園	約 450m
• 北鬼江2号公園	約 350m
• 市役所前公園	約 480m

2. 公園施設の現況

(1)遊戯施設

踏み板式ブランコ	整理番号	13-2
	整備年度	1993年
	処分制限期間	15年
	使用見込期間	36年(参考値)
	健全度(R4調査)	С
滑り台	整理番号	13-3
	整備年度	1993年
	処分制限期間	15年
	使用見込期間	36年(参考値)
	健全度(R4 調査)	С

※処分制限期間

解説:「補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく制限を受ける期間。

※使用見込期間

解説:公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間。

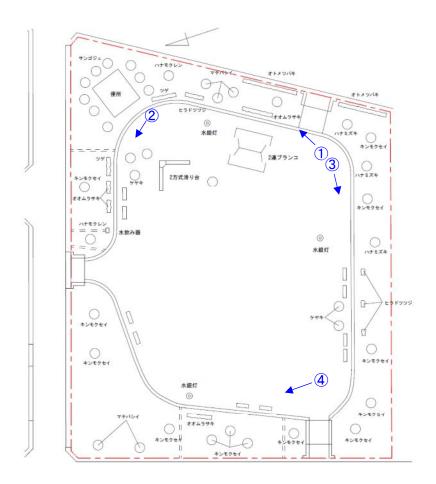
※健全度

解説:健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設の補修、もしくは更新の必要性について行う総合的な判定。A~Dの四段階評価。

ランク	評価基準		
А	・全体的に健全である。		
	・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。		
В	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。		
	・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部		
	分について定期的な観察が必要なもの。		
С	・全体的に劣化が進行している。		
	・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには		
	部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。		
D	・全体的に顕著な劣化である。		
	・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは		
	緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。		

(2) 植栽

北鬼江 1 号公園の外周部は概ね等間隔にキンモクセイが植えられていますが、一部にはハナミズキやマテバシイになっている部分があります。東側の便所を囲むようにサンゴジュが植えられており、周囲からの目隠しを意図したものと考えられます。





(3) 便益施設

トイレ



整理番号	13-6
整備年度	1993年
施設概要	RC 造平屋建 A=11.9 m ²
男子	小×1、和式×1
女子	和式×1
多目的	なし
処分制限期間	50年
使用見込期間	60年(参考値)
健全度(H3O調査)	С

水飲み器	

整理番号	13-5
整備年度	1993年
処分制限期間	15年
使用見込期間	30年(参考値)
健全度(H3O 調査)	В

(4) 休憩施設



(5) 広場

北鬼江 1 号公園には遊具がある部分を含め約 45m×35m の広場があります。外周部の 樹高が低いため開放的な空間になっていますが、南側のベンチの脇には高木のケヤキが植え られており、木陰で休憩することを意図したものと考えられます。



3. 占用・設置許可の状況

北鬼江 1号公園には、令和4年4月時点で以下の占用・設置許可物件があります。 解説:

占用許可…公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設ける場合 設置許可…公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとする場合



4. 公園利用状況

(1) 行為の許可、イベント等の実施状況

北鬼江1号公園では、近年、行為の許可に関する申請はありません。

解説:

行為の許可…都市公園において次に掲げる行為を行う場合。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(2) その他の利用状況

- 魚津市公園里親制度実施要綱に基づく里親登録〇件
- ・線路が近いため、電車を見に訪れる方がいる。
- ・ 広場で遊ぶ人が少ない。

(3) 利用上の課題

- ・線路側の樹木が邪魔で電車が見えにくい。
- ・広場の水はけが悪い。
- トイレの配置が公園入口から離れている。
- 女性にはトイレが使いづらい。
- 落ち葉が多い。
- 日射しや雨を遮る四阿が無い。
- •フェンスに防球機能が乏しい。

(4) 利用者の傾向

◎アンケート調査等の実施

公園・緑地の整備や維持管理に関する意見・要望等について、身近な公園の主な利用者である小学生(保護者)や中学生、周辺住民を対象に、学校・町内会を通じたアンケートと訪問によるヒアリング調査を実施しました。

アンケート調査

平成 30 年度実施 有効回答数 459 票

ヒアリング調査

平成30年度実施 周辺住民への聞き取り数 56人

◎調査結果概要

〇アンケート調査

- 過去 1 年間に<u>北鬼江 1 号公園</u>を訪れたことがある(複数回答可)
 全体の 4.8%(特によく利用する 0.5%)
- ・ <u>北鬼江 1 号公園</u>を特によく利用すると回答された方が、身近な小さな公園を利用する目的(複数回答可)

・散歩・軽い運動	2票
・休憩・語らい・リフレッシュ	1票
子どもを遊ばせる	1票
• トイレ利用	1票

• 過去 1 年間に<u>北鬼江 1 号公園</u>を訪れたことがある方が、身近な小さな公園に期待する役割(複数回答可)

休憩・語らい・リフレッシュ	2票
・ 散歩、軽い運動	2票
• 子どもを遊ばせる	1票

〇ヒアリング調査

・周辺住民が、身近な公園で許可してもよいと思う行為(対象:街区公園 23 箇所)

• ボール遊び	84%
音楽・ダンス	61%
・スケートボード	32%
・ペット	68%
・ラジコン	43%
・バーベキュー	38%
・手持ち花火	63%

5. 公園の将来像と取組方針

(1)目指すべき姿

令和4年6月から令和4年11月までに実施した、北鬼江1号公園のある道下地区住民と市による協議の結果、当公園の目指すべき姿を次のように定めます。

新たなコミュニティ形成を目指す電車の見える公園

(2) 取組方針

公園の施設ごとの取組方針は、維持管理方針、機能再編方針、改修整備方針として、それぞれ次のように定めます。

○維持管理方針

遊戯施設

専門業者による定期点検(年1回)を実施し、遊具の安全を図ります。

適宜、日常点検を行い、部材の腐食や部品の脱落を発見した場合は速やかに 対応し、適切な管理に努めます。

植栽

例年、業務委託により施肥や除草剤散布などの芝生管理と低木の刈込みを実施しています。その他の樹木については、植栽毎の特性を考慮しつつ、生育状況に応じて適切に管理を行います。

便益施設

トイレ

例年、業務委託により週2回清掃を実施しており、今後も継続していきます。設備等に故障が発生した場合は、速やかな対応に努めます。

水飲み器

日常点検や5年毎の健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

休憩施設

ベンチ

日常点検や5年毎の健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

広場

当公園は年2回、業務委託による除草を実施しています。

今後、公園里親制度等により多様な主体に公園の運営管理に参加して頂けるよう、情報の発信や環境整備に努めます。

その他

フェンス

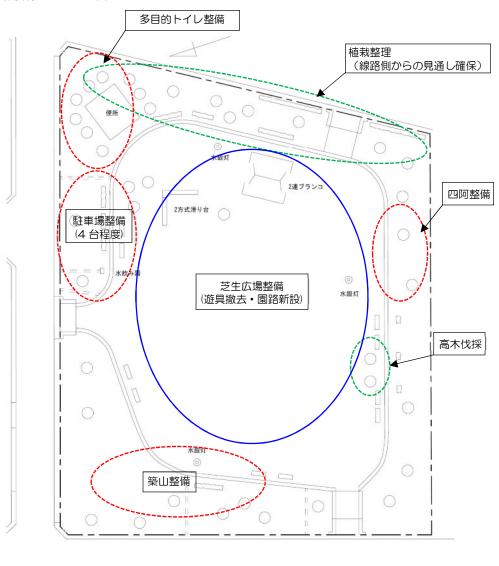
日常点検や5年毎の健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

〇機能再編方針

公園の目指すべき姿を実現するため、近隣の街区公園との機能分担により、当 公園は、「コミュニティ」と「休養」を主たる機能として施設の再編を図る方針 とします。

既設遊具による「遊び」の機能は将来的に近隣の他公園へその機能を集約し、電車を見に訪れる方を含めた公園利用者が安心して利用できる、また、鉄道利用者から公園を利用してみたいと感じて頂けるような、雰囲気の良い公園になるよう、施設の再配置や住民協働による管理運営の実現を目指します。

(再編イメージ案)



○改修整備方針

遊戯施設

専門業者による点検により、老朽化等のため遊具の使用継続が困難と判断された場合は直ちに使用禁止とし、速やかな撤去に努めます。

植栽

公園山側にある植栽は鉄道への見通しを妨げていることから、伐木や剪定等を検討します。南側のケヤキが繁茂し落ち葉が公園周辺の側溝等へ影響を及ぼしていることから、剪定や伐木を検討します。

便益施設

トイレ

現在のトイレはバリアフリー非対応であるため、多目的トイレを備えた施設への改築を検討します。また、設備等に故障が発生した場合は、速やかな対応に努めます。

水飲み器

健全度調査等により更新が必要になった場合には、公園全体の施設配置を 考慮しつつバリアフリー化を図るなど、様々な利用者に対応することのでき る施設の整備を図ります。

休憩施設

ベンチ

健全度調査等により更新が必要になった場合には、公園利用者の「休養」 に適した仕様や配置になるよう留意して再整備を図ります。

日よけ・四阿

幅広い世代の利用者が、天候に左右されず公園で「休養」することが出来るよう、日よけや四阿の新設を検討します。

広場

水はけが悪く、公園利用に支障をきたしていることから、芝舗装への改修 を検討します。沢山の方が公園の管理運営に関わることを通したコミュニティの活性化が図れるよう、公園里親制度等の活用に努めます。

駐車場

公園に徒歩で来訪することが困難な方のために、公園の一部を駐車場に整備して、利用の活性化を図ります。

その他

フェンス

健全度調査等により施設の更新が必要になった場合には、公園の機能に合致した空間になるよう、高さや仕様の見直しを行います。

6. 公園の管理運営

利用者や近隣住民の生活の安全を図るため、公園の管理上、公園毎に公園利用ルールを設定する場合があります。

魚津市都市公園条例第5条では、以下の(1)~(9)を禁止行為として規定しています。

- (1)都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5)動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 市長が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (7)市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8)市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9)はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

上記のほか、魚津市の公園では他の利用者の安全性や快適性を考慮して、「花火」、「犬の連れ込み」、「敷地の狭い公園でのボール遊び」等については原則控えて頂くよう、また、子ども等への「受動喫煙防止」にご協力をお願いしています。

北鬼江 1 号公園には令和4年4月時点で上記以外に独自の公園利用ルールは設定されていませんが、公園利用ルールを新たに設定する必要が生じた場合は、町内会等と協議のうえ検討していきます。